

有事立法を許してはならない



アメリカ追従の小泉内閣のもとで憲法改悪、有事立法制定の準備が進められています。
 元防衛庁官房長竹岡勝美氏は国会議員有志に宛てた「有事立法への疑義」のなかで「日本の外交・防衛に有事をもたらさない『抑制』を」と訴えています。周辺隣国に一方的な対日侵攻の意図など全く見えないのに、超憲法的な国家体制にまで踏み込む有事立法を、いまなぜ騒ぐ必要があるのかという意見です。元自衛隊最高幹部西元徹也氏も「今日から見通しうる将来において、我が国に対する本格的な武力攻撃が生起するとは見られない」と言っています。

必要もないのになぜ急ぐのか

1999年制定の「周辺事態法」はアメリカが行う戦争に、日本が協力することを決めました。民間や自治体も動員されることになっていますが、「強制ではない」ことになっています。アメリカの要求は、強制力を持った法制ということなのです。

＊ 「協力に消極的な民間機関や自治体に対し、必要な協力を行うよう強制できる立法措置が必要」（01・4月「冷戦後の日米同盟」）

「有事立法」でどうなるのか？

- 1, 「防衛庁所管の法令」によって国民の施設、土地、家屋、物資を徴用したり、医療、土木建築、輸送に従事する国民を協力させる。
- 2, 様々な法令に特例を設けて、軍事を優先させる。「他省庁所管の法令」
- 3, 自衛隊向けの国内法制を米軍支援に適用する。

ブッシュは好戦的大統領 本気で戦争を拡大するつもりでいる

ブッシュ政権は「敵が将来与えかねない脅威を除去する」ために軍事力を行使し、「他国の領土の占領や政権交代をさせる。」「相手国の同意なしでも米軍の拠点を立てて「強制侵入部隊」を展開する。」と言っています。

このアメリカに追従する限り、日本が戦争に巻き込まれ、「有事」になる危険があることは明らかです。小泉内閣の改憲路線を止めさせるためにがんばりましょう。

日本平和委員会発行パンフレット
「有事法制」っていったい何者？
 100円

百里平和稲荷初午祭
 土浦から18人参加しました。

行事ごよみ

- 2・11 百里平和稲荷初午祭（百里平和公園）
- 2・19 平和の会理事会（1中地区公民館）
- 2・23 県平和委常任理事会（水戸）
- 3・19 平和の会理事会（1中地区公民館）
- 3・24 県平和委理事会（水戸）

